

甘監発第 4 号

令和6年5月2日

甘楽町長 茂原 莊 一 様

甘楽町監査委員 松 浦 彰 一

同 中 野 喜久勇

職員の賠償責任に関する監査の結果について(通知)

令和6年4月17日付け甘会発第1号で依頼のあった地方自治法第243条の2第3項の規定に基づく職員の賠償責任に関する監査請求について、下記のとおり監査を実施したので通知します。

記

公金亡失事案に係る職員の賠償責任に関する監査の結果について

1 事件の概要

令和6年3月14日(木)会計課窓口業務において、午前の収入金額と取り扱いした納税通知書等の額において、金額1,000円の差額が生じた。

当日の状況は、主に2名の課員と会計課長が収納窓口として対応しており、一人の課員については午前からの勤務であったので、午後への引継ぎをするため、午前中に取扱いした収納金額等を確認したところ1,000円の不足金額が生じていることに気づき、当該職員はその旨会計課長へ報告した。

この時点で、午前中に取扱いしたものを分けて調査をすべきであったが、午前の取扱いしたものを分けずに、その後、午後の収納分を混在させてしまい、その結果不足が生じた原因の発見には至らなかった。

3月14日で取扱いした納税通知書等の金額は442,512円、つり銭として210,000円があり、合計で652,512円となるが、現金は651,512円であり、1,000円の不足となった。不足金額の1,000円は当日会計課長が個人で補填し、収納の金額を一致させる対応を取った。

2 監査の期間

令和6年4月18日(木)から令和6年4月25日(木)まで

3 監査の方法

監査請求に基づき、事実を確認するため、事案の概要及び事実経過について会計課長に説明を求め併せて事情聴取を行うことにより監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 事実の有無

町長から提出のあった令和6年4月17日付け甘会発第1号文書及び会計課長からの内容説明及び事情聴取により、会計課窓口において令和6年3月14日に納税通知書等で収受した現金の内、1,000円が不足していたこと、及び1,000円を会計課長が個人で補填した事実があると認められた。

(2) 賠償責任の有無

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。」とされている。

本件事案について考察するに、徴収事務に1,000円の不足金が生じたこと及び調査が不十分でその原因が不明であったことは、関係する職員に過失があったことが推定される。また、不足した1,000円を個人で補填したことは安易な方法で事案を解決・隠蔽しようとする不適切な行為であり、関係職員には賠償責任があると判断した。

ア 対象となる職員

会計管理者（会計課長）及び会計管理者の事務を補助する職員である分任出納員

イ 対象となる行為

令和6年3月14日に納税通知書等から収受した現金1,000円を亡失し、個人で補填した行為

ウ 故意又は過失の有無

公金亡失に係る詳細の究明が出来ていないため、徴収事務についての「過失」は推定されるが、「故意」の認定はできない。

(3) 損害額の認定

ア 損害額の認定

現金1,000円

イ 損害発生日

令和6年3月14日（木）

(4) 賠償責任者及び賠償額

ア 賠償責任者

事件当日の午前中に課員から収入金額1,000円の不足が生じた報告を受けた時点で会計課長は以後の現金収納業務を区別する必要があったが、そのまま収納業務を継続させたため不足金発見の調査範囲を広げてしまったこととなり、原因を特定することが困難となってしまう、結果として、公金亡失に繋がった。また、現金の亡失を町長へ速やかに報告しないまま会計課長個人の判断で現金の補填をしたことは不適切な対応であると言わざるを得ない。

会計管理者（会計課長）は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどるとされておりその事務の一つに現金の出納及び保管がある。また、会計事務の指導総括に関する事務は、会計管理者が行うとされている。

本事案において、収納事務を行っていた職員への指導・監督・チェックする立場の会計課長がその職責を十分に果たさなかった結果生じた事案であるため会計課長がその賠償責任を負うものと判断する。

イ 賠償額

現金1,000円

(5) 監査結果に関する意見

当事案は、現金取扱事務に関する不注意（過失）かつ不適切な事務が行われた結果として生じたものである。また、現金を亡失したことに加え、不適切な亡失金の補填がなされたことについては、公金を取り扱う会計窓口としての信頼を揺るがしかねない重大な事案である。

今後の現金取扱事務については、確実な現金取扱いがされるよう、公金を取り扱う全職員に再発防止の徹底を図り、不適切な会計処理が起こることのないよう要望し、監査意見とする。